

ながぬまコミュニティ公園におけるトライアル・サウンディング実施要領

令和7年4月4日
長沼町産業振興課

1 ながぬまコミュニティ公園の概要及びトライアル・サウンディング実施の背景・目的

ながぬまコミュニティ公園（以下、「対象施設」という。）は、長沼町中心部から東に約3km先に位置する総面積約22.7haの公園で、敷地内には北海道の温泉地の中でもトップクラスの湧出量を誇る「ながぬま温泉」や、日本オートキャンプ協会から4つ星認定を受ける「マオイオートランド」などがあり、町内外問わず多くの方に利用されています。

しかし、対象施設内の多くの施設が整備後約30年経過し老朽化が進行しており、利用者からの公園に求められる「役割」も大きく変化しています。また、今年度中に対象施設内を流れる河川の改修工事が予定され、パークゴルフ場の一部が河川区域となることから、現状のコース維持が困難となることが想定されます。

以上のことから、昨年度には「ながぬまコミュニティ公園のあり方検討会」を開催し、対象施設のあり方や今後の方向性について検討を進めてきましたが、これまでの検討結果に加え、民間事業者等との対話を通じて、今後の活用の可能性を調査することを目的に「トライアル・サウンディング」を実施することといたしました。

2 制度の概要

トライアル・サウンディングとは、自治体が保有する公共施設等において、暫定利用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間実際に使用してもらう取り組みです。この取り組みを行うことで、自治体は公共施設等の市場性や利活用に向けた課題等を把握できるほか、民間事業者等も立地や使い勝手、採算性等の検証ができるなど、双方にメリットがあります。

3 期待される効果

（1）長沼町のメリット

- ・施設が持つ市場性や事業性、ニーズなど、民間事業者との対話を通じて、幅広い検討材料を得ることができる。
- ・事業の本格実施に向けて整理すべき課題や、募集条件に必要な要素等を明らかにすることができる。
- ・事業者が費用を負担するため、本当に意欲のある事業者を発掘することができる。
- ・事業者の能力やノウハウを正確に測ることができる。

（2）民間事業者等のメリット

- ・短期間での暫定利用のため、リスク負担が少なく参画することができる。
- ・立地や使い勝手、必要な設備、投資額、採算性等の感触をつかむことができる。
- ・民間事業者等が持つアイデアと、自治体や利用者のニーズがマッチしているかを確認することができる。
- ・自治体との対話により、条件面を含めた官民の意識の違いを解消できる。

4 対象施設及び対象エリアについて

（1）対象施設について

本トライアル・サウンディング（以下、「本取組」という。）における、対象施設の概要は以下のとおりです。

- ・施設名 ながぬまコミュニティ公園
- ・所在地 長沼町東6線北4番地、東7線北4番地、東6線北3番地
- ・公園区分 その他公園（都市公園ではない）
- ・面積 約22.7ha
- ・都市計画等による制限 都市計画区域内（用途地域外）
- ・主な機能 オートキャンプ場、パークゴルフ場、ウォーターパーク、テニスコート、温泉、室内ゲートボール場、庭園、物産館、野菜加工センター、郷土資料館、コミュニティセンター

(2) 対象エリアについて

本取組は、対象施設内で特に多くの問題を抱える以下3エリアに限定し実施します。

対象エリア	面積 <small>(航空写真から算出した概算面積)</small>	抱える問題点	その他特記事項
①パークゴルフ場	約15,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度中にコース内を流れる河川の改修工事が予定され、現状のコース維持が困難となる ・利用者数が全盛期の5%程度に落ち込んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・コース内に旧夕張鉄道で使用されていたSLの展示あり
②ウォーターパーク	約3,500㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が著しく、噴水内に水を溜めることが難しい ・老朽化等により、近年ほとんど利用実績がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・野外ステージ 床面積約155㎡ (縦約9.7m×横約16m) ・控室に男女別のトイレを併設
③緑の広場	約3,500㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・造成当初から駐車場以外での利用実績がほとんどない 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲にある駐車場はオートキャンプ場の駐車場として使用中のため、占有は不可

(3) 対象施設概要図



5 トライアル・サウンディングの要件

(1) 対象者

本取組に参加できる者は、本実施要領に定める内容・条件等を十分に理解し、かつ、提案事業を確実に実施する能力を有する法人、団体等とします。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）

ウ 長沼町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年 6 月 20 日条例第 30 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当する者

エ 国税、都道府県税及び市町村税等を滞納している者

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

カ その他、本取組に参加することが適当でないと長沼町が認める者

(2) 対象となる事業内容

対象となるのは、以下の事項を遵守した事業内容に限ります。

ア 確実に実施できる事業

イ ながめまコミュニティ公園における民間活力の導入につながる事業

ウ ながめまコミュニティ公園の賑わい創出や新たな価値の発見に寄与する事業

エ ながめまコミュニティ公園の既存施設と親和性の高い事業

オ 他の施設利用者の安全に配慮し、かつ、使用を妨げない事業

カ 事業の実施にあたり、町の財政負担を前提としない事業

(3) 対象外となる事業内容

以下の事項に該当する事業は対象外とします。

ア 本取組の対象エリア外に悪影響を及ぼす可能性がある事業

イ 政治的活動または、宗教的活動

ウ 青少年等に有害な影響を与える物販やサービスの提供等

エ 騒音や悪臭等、周辺環境に著しく影響を与える可能性がある事業

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動

カ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動

キ その他、ながめまコミュニティ公園で実施する内容として、町が不適切と判断する事業

(4) 事業日数

1 つの事業提案につき、1 日以上 7 日以内の実施（準備・撤収を含む）を基本とします。なお、同一時期に複数の申請があった場合、基本的には申請順としますが、提案審査において事業効果等を考慮した上で、町で日程を調整することがあります。また、同一時期に複数の申請があった場合でも、希望エリアが異なる場合や双方の利用希望者に意向を確認し合意がある場合は、複数の利用希望者の使用を認める場合があります。

(5) 利用時間帯

事業の実施は、原則午前 8 時から午後 8 時までの時間帯とします。なお、宿泊を伴う事業（キャンプ等）など、例外として定める利用時間帯以外の利用を認める場合もありますので、事前相談時にご相談ください。

(6) 経費負担

事業に係る経費は、すべて利用希望者の負担とします。ただし、ながめまコミュニティ公園条例（平成4年3月23日条例第6号）第6条第1項の規定による有料公園施設の使用料は減免します。

6 スケジュール

項目	スケジュール
実施要領の公表	令和7年4月4日（金）
事前相談・現地見学	令和7年4月4日（金）～5月2日（金） ※随時
申込受付期間・提案審査	令和7年4月7日（月）～5月2日（金） ※随時
トライアル・サウンディング実施期間	令和7年5月16日（金）～7月22日（火） ※随時
実績報告・ヒアリング	令和7年5月19日（月）～8月1日（金） ※随時
実施結果の公表	令和7年8月中旬（予定）

7 実施の流れ

(1) 事前相談

本取組に参加を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、対象施設において実施したい事業の内容等について、町の担当者（長沼町産業振興課商工観光係。以下、「事務局」という。）と事前相談及び現地見学を行います。なお、事前相談への参加は必須ですが、現地見学への参加は希望者のみ対象に行うものとします。下記の書類をご記入の上、「10 各種申込み・問合せ先」に記載のアドレス（以下、「提出先」という。）へ電子メールにて提出してください。事前相談及び現地見学の日時は、事務局で調整後、電子メールにてお知らせします。

- ・ながめまコミュニティ公園トライアル・サウンディング事前相談・現地見学申込書（様式1）

(2) 参加申込

事前相談を終え、本取組の参加を希望する利用希望者は、下記の書類をご記入の上、提出先へ電子メールにて提出してください。

【全エリア共通】

- ・ながめまコミュニティ公園トライアル・サウンディング参加申込書（様式2）
- ・事業計画書（任意様式）※事業の概要がわかる資料
- ・レイアウト図（任意様式）※エリア内の配置等がわかる資料
- ・ながめまコミュニティ公園トライアル・サウンディング誓約書（様式3）

【ウォーターパークの利用希望者】

- ・施設使用・減免承認申請書（ウォーターパーク管理規則 別記様式第3号（第4条関係））（様式4）

【パークゴルフ場の利用希望者】

- ・施設使用・減免承認申請書（パークゴルフ場管理規則 別記様式第2号（第4条関係））（様式5）

【緑の広場の利用希望者】

- ・施設使用承認申請書（様式6）

(3) 提案審査

事務局は、参加申込書等提出書類一式に基づき、本取組の目的に合致した事業が審査します。審査結果は、施設ごとの使用許可（不許可）通知書にて利用希望者に通知します。なお、審査結果等に対する異議は

申し立てることができないものとします。

(4) 事業実施

使用承認を受けた利用希望者（以下、「暫定利用者」という。）は、参加申込書及び事業計画書に記載のある内容に基づき事業を実施してください。事業の実施にあたっては、本実施要領の記載事項を遵守してください。なお、本取組の目的から逸脱している行為が見受けられ、かつ、町から警告等が発せられても改善が見られない場合は、使用の中止を指示する場合があります。これらを起因とした中止により生じる費用について、本町は一切負担いたしません。また、実施する事業については暫定利用者が責任をもって遂行するものとし、事業の実施において発生する一切のリスクについて、原則として暫定利用者が負うものとします。

(5) 実績報告・ヒアリング

暫定利用者は、事業終了後速やかに実績報告書（任意様式）及びながめまコミュニティ公園トライアル・サウンディング事後ヒアリング日程調整書（様式7）を作成し、提出先へ電子メールにて提出してください。事務局は事後ヒアリングの日程調整後、日時を電子メールにて連絡します。実績報告書の作成にあたっては、下記【実績報告書への記載事項】にある記載事項を盛り込んだ内容としてください。事後ヒアリングは実績報告書を基に行います。

【実績報告書への記載事項】

- ア 事業の名称、事業概要
- イ 実施日時（準備、撤収期間含む）
- ウ 施設の利用範囲、配置図
- エ 実施日別の利用人数及び収支
- オ 施設に対する意見・感想（どのような点は良かった、良くなかった、想像とは異なった等）
- カ 実施可能事業（どのような事業が実施可能で且つ、そのエリアや範囲等）
- キ 実施事業を通年で行うために必要な行政支援等（利用要件や施設改修等）
- ク 実施風景（写真、映像等）

※上記以外にもご意見・ご感想等あればご記入願います。

(6) 実施結果の公表

実績報告書及び事後ヒアリングで聞き取った内容を基に実施結果をまとめ、町ホームページ等で公表します。なお、暫定利用者名の公表は行いません。また、公表前に暫定利用者に対し、公表内容の確認を行います。

8 その他

(1) 荒天等による事業の中止等について

荒天等でやむを得ず事業を中止または縮小する場合は、事務局に必ず連絡をしてください。また、可能な限り変更内容の周知に努めてください。

(2) 提出書類等の取扱い

提出書類等の著作権は暫定利用者に帰属しますが、提出書類等は返却いたしません。

(3) インフラの使用について

水道や電気等を利用する場合は、事前相談にて利用想定量をお知らせください。基本的には利用料の請求は行いませんが、法外な使用が見受けられた場合は請求する可能性があります。

(4) 衛生管理について

事業実施で生じたゴミ類は、すべて暫定利用者にて処分してください。また、使用場所及び周辺を常に清潔に保ち、周辺環境に悪影響を与えないよう努めてください。

(5) 飲食物の取扱いについて

飲食物を取り扱う事業を実施する場合は、暫定利用者にて保健所の申請等必要な手続きを行ってください。

(6) 不測の事態への対応について

怪我のリスクを伴う事業を実施する場合は、暫定利用者にてイベント保険等に参加するなど、自然災害や人為災害等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。

(7) 原状回復について

日をまたぐ事業を行う場合でも、原則1日ごとに物品等の撤収を行ってください。ただし、事務局が認めた場合はその限りではありませんので、撤収が難しい理由がある場合は事前相談にてご相談ください。

(8) 対象施設の破損について

対象施設にある設備等を破損した場合は、暫定利用者の負担において修繕していただきます。

(9) 火器の取扱いについて

火器を取り扱う場合は、事前相談時にご相談ください。また、芝生の上で使用する場合は、防火シート等を用いるなど、芝生を傷めないための対策を必ず講じてください。芝生が焼け焦げるなど破損が著しい場合は、暫定利用者の負担において復旧していただきます。

(10) 駐車場について

駐車場は対象施設内に点在しており、また、温泉やオートキャンプ場等と共用であるため、数に限りががあります。事前相談時に想定台数を聞き取りさせていただきますが、必ずしも希望に添えない場合があります。

9 参考資料

本取組に先駆けて昨年度実施した「ながぬまコミュニティ公園のあり方検討会」の開催結果を長沼町ホームページ内（下記 URL 参照）に掲載しています。事業を検討する際にご活用ください。

参照 URL : https://www.maoi-net.jp/gyosei/kohyo_data/fuzokukikan_kaigi/communitypark.html

10 各種申込み・問合せ先

〒069-1392

北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

長沼町産業振興課 商工観光係

TEL : 0123-76-8019 (直通)

Fax : 0123-88-0888

Mail : sangyoushinkouka@ad.maoi-net.jp